

7 社総交鹿都計第 1 号鹿嶋市立地適正化計画策定等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

7 社総交鹿都計第 1 号鹿嶋市立地適正化計画策定等業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この実施要領によるものとする。

1 業務概要

(1) 件名

7 社総交鹿都計第 1 号鹿嶋市立地適正化計画策定等業務委託

(2) 目的

全国の地方都市同様、本市においても人口減少や少子高齢化の進行に伴い、市街地における人口密度の低下や厳しい財政状況の継続が見込まれている中で、持続可能な都市づくりが課題となっている。

その課題解決のためには、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造への転換が必要であり、多様な暮らし方を可能としてきた都市づくりの蓄積を生かしつつ、都市機能の集積やまとまりのある居住地の形成、公共交通によるアクセス機能の確保を目的とした鹿嶋市立地適正化計画を策定するものである。

また、都市計画法第 6 条に規定された「都市計画に関する基礎調査」の定期実施時期であることから、当該調査をあわせて実施し、最新データを鹿嶋市立地適正化計画に反映するものとする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 22 日まで

(5) 見積限度額

28,149,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この額を越えた提案は無効とする。

※これは、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではない。

2 参加資格要件

申込時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 鹿嶋市での競争入札参加資格を有していること。ただし、入札参加資格を有していない場合、次に掲げる事項の書類を提出して、本プロポーザルに参加することができる。なお、ア、イ、ウ及びオは写しに替えることができるが、申込より 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。また、エは申込直前の決算日から遡って 2 期（2 年間） 分とする。

ア．法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ．商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

- ウ. 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- エ. 財務諸表（法人及び個人）
- オ. 直近年度の国税、都道府県民税及び市町村民税に未納がないことを証明する書類
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込時に、鹿嶋市又は茨城県から指名停止の処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ. 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ. 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ. 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務を円滑に遂行できる体制を構築できること。
- ア. 主任（管理）技術者及び照査技術者として、業務の区分に対応した技術士又はRCCM資格取得者を配置する
- イ. 都市計画マスタープラン又は立地適正化計画に係る策定業務委託の受託実績を有する
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 参加申込

(1) 提出書類及び提出部数

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の必要書類を作成し提出すること。

- ア. 参加申込書（様式第1号）1部
- イ. 参加資格に関する申立書（様式第2号）1部
- ウ. 法人（個人事業）概要書（様式第3号）1部

(2) 提出期限

令和7年4月28日（月） 正午

(3) 提出先（担当課）

鹿嶋市都市整備部都市計画課 都市計画・建築グループ
〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井1187番地1

TEL : 0299-82-2911 / FAX : 0299-82-4900

(4) 提出方法

提出期限までの平日午前9時から午後5時(4月28日は正午)までに持参又は郵送(必着)により提出すること。持参の場合は、事前連絡すること。

(5) 参加資格確認通知

参加資格確認後、速やかに参加資格審査結果通知書を通知する。

(6) 審査結果理由の説明

審査結果の理由について説明を求める場合は、令和7年5月9日(金)までに担当課に連絡すること。ただし、説明方法は、本旨説明を電子メールにて送信するのみとする。

(7) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届(任意の様式)を都市計画課へ持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、事前連絡すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

4 質疑

(1) 提出書類

本プロポーザルに係る質疑がある場合は、質疑書(様式第4号)を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年5月9日(金) 正午

(3) 提出先(担当課)

鹿嶋市都市整備部都市計画課 都市計画・建築グループ

E-mail : toshikeil@city.ibaraki-kashima.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、件名は「立地適正化計画策定等業務質疑」とすること。

(5) 質疑書に対する回答

回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して随時、電子メールにて令和7年5月13日(火)正午までに回答する。

5 企画提案

(1) 提出書類及び提出部数

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。なお、提案は1事業者1案とする。

ア. 企画提案提出書(様式第5号) 1部

イ. 企画提案書(任意様式) 8部

企画提案書は別紙「企画提案書の作成要領」により作成すること。

ウ. 参考見積書(任意様式) 1部

仕様書及び提案内容に沿って積算した経費別内訳を明記すること。(消費税及び地方消費税を

含む。)

(2) 受付期間

令和7年5月14日(水) ～ 令和7年5月20日(火) 正午

(3) 提出先(担当課)

鹿嶋市都市整備部都市計画課 都市計画・建築グループ

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井1187番地1

TEL: 0299-82-2911 / FAX: 0299-82-4900

(4) 提出方法

受付期間の平日午前9時から午後5時(5月20日は正午)までに持参又は郵送(必着・送付記録が残るもの)により提出すること。

6 選考方法及び審査基準

(1) 選考方法

市により設置された委員会が企画提案書等を審査し、その結果に基づいて受託候補者1事業者を選定する。

(2) 審査基準

委員会では、下表の項目を基に総合的に評価し、選考するものとする。

(企画提案書評価項目)

審査項目	審査基準 (<>内は提案書作成内容における項番)
1 法人(個人事業)概要・業務実績	①法人(個人事業)概要(経営体制・機密保持体制) <1. 1> ②同種又は類似事業の実績・成果 <1. 2>
2 業務への理解・提案	③策定業務目的の実現性, 仕様書の遵守 <2. 1. 1> ④追加提案の有無とその独自性, その他(要望や特記事項) <2. 1. 2~2. 1. 3> ⑤調査業務の効率的な手法の提案 <2. 2. 1>
3 業務の進捗管理	⑥業務実施計画(スケジュール)の妥当性 <3. 1> ⑦進捗管理体制の妥当性 <3. 2>
4 業務実施体制	⑧業務実施体制・進捗管理体制の確保 <4. 1> ⑨事業連携先の有無・連携状況 <4. 2>
5 費用の妥当性	⑩見積額の妥当性 <5. 1>

7 選定結果

(1) 通知

受託候補者の選定後, 速やかにプロポーザル審査結果通知書を通知する。

(2) 公表

参加者数, 候補者名(優先交渉権者以外の事業者名は非公開), 審査結果等は, 令和7年5月30日(金)本市ホームページ上に公表する。

(3) 非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は、令和7年6月5日（木）までに担当課に連絡すること。ただし、説明方法は、本旨説明を電子メールにて送信するのみとする。

8 契約手続き

(1) 契約書の締結

企画提案書等の提案内容に基づき選考するが、提案内容をそのまま採用するとは限らない。

選定後、受託候補者と仕様書について協議の上、受託候補者から徴した見積書の額が、鹿嶋市財務規則（昭和60年規則第6号。以下「財務規則」という。）第128条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認し、財務規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を締結する。

(2) 契約保証金

財務規則第145条第1項第7号により免除する。

(3) 委託金の支払

本業務にかかる委託金は、各会計年度における委託業務完了検査合格後、請求があった日から30日以内に指定された口座に振り込むものとする。

9 事業報告等

(1) 各会計年度における委託業務が完了したときは、業務完了報告書に成果品を添えて提出すること。

(2) 会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、当委託事業にかかる経費等を明確に区分しておくこと。必要に応じて検査を行う場合がある。

(3) 本業務は、国の補助金を活用した事業であるため、国の会計検査院による実地検査の対象となる。関係書類は、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。

また、会計検査院による実地検査が行われる際は、市の求めに応じ関係書類の提出等を行うこと。

10 留意事項

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア. 参加申込書を提出した後、期限内に企画提案書等の提出がされない場合

イ. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ. 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合

オ. 選定終了までの間に、他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合

カ. 契約締結までの間に、本プロポーザルへの参加資格を欠くこととなった場合

(2) その他

- ア．書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- イ．企画提案書等の作成及び提出等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ．提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。
- エ．採択された企画提案書の著作権は鹿嶋市が承継するものとする。
- オ．提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- カ．提出された書類は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び鹿嶋市情報公開条例（平成 15 年条例第 6 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- キ．企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ク．企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- コ．受託者は、業務の一部を再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記の上、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。
- サ．受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、別記「特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特約条項」に基づき、適正に行うこと。
- シ．受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- ス．本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）や財務規則をはじめとする諸規定が適用される。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

鹿嶋市都市整備部都市計画課 担当：小原，大川

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井 1187 番地 1

TEL：0299-82-2911／FAX：0299-82-4900

E-mail：toshikeil@city.ibaraki-kashima.lg.jp

別 記

特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特約条項

（善良なる管理者の注意義務）

第1条 受託者は、本契約に関連し、委託者から委託された又は取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。）、仮名加工情報（個人情報保護法第2条第5項に規定する「仮名加工情報」をいう。）、匿名加工情報（個人情報保護法第2条第6項に規定する「匿名加工情報」をいう。）及び特定個人情報等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」及び同法第8項に規定する「特定個人情報」をいう。）以下、総称して（「本件個人情報等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

（安全管理の措置）

第2条 受託者は、本件個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置をとらなければならない。

2 受託者は、特定個人情報等の取扱いに関する事務取扱責任者を設置するとともに、特定個人情報等を取り扱う役員又は従業員（以下「役員等」という。）及び当該役員等が取り扱う特定個人情報等の範囲等を明確化するものとする。

（再委託）

第3条 受託者は、本件個人情報等を取り扱う業務を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に委託者の承認を得るとともに、本特約条項に定める、委託者が受託者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする（以下、本条において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を総称して「再委託先等」という。）。

2 受託者は、前項の承認を受けようとする場合には、委託者が指定する様式により個人情報等取扱業務の再委託に係る承認申請を委託者にしなければならない。委託者は、承認をする場合には、条件を付することができる。

3 受託者は、委託する業務に係る本件個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、再委託先等における管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地による検査等により確認しなければならない。

（個人情報等の利用及び第三者への提供）

第4条 受託者は、本件個人情報等を委託者が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）以外の目的で利用してはならない。また、受託者は、本件個人情報等を第三者へ提供又は漏えいしてはならない。

2 受託者は、本契約の履行に必要な場合を除き、受託者の事業所から本件個人情報等を持ち出してはならない。

3 受託者は、本件個人情報等の入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとする。

4 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

（個人情報等の複製等）

第5条 受託者は、本件個人情報等を複製等する場合には、あらかじめ、書面により委託者の承認を受けなければならない。

（個人情報等の管理状況についての検査）

第6条 受託者は、役員等に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等の本件個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。

2 委託者は、特に必要と認めた場合には、受託者に対し、本件個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又は委託者の職員に受託者の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができるものとする。

（管理状況等の報告）

第7条 受託者は、委託者が求める場合、本件個人情報等の管理状況（本特約条項で定める事項の遵守状況を含む。）を適宜、又は定期的に報告しなければならない。

2 本件個人情報等に関する事故等が発生した場合には、受託者は、速やかに、その内容を委託者に報告しなければならない。

（違反した場合における契約解除の措置等）

第8条 委託者は、受託者が法令に違反する場合又は正当な理由なく本特約条項の全部若しくは一部を履行しない場合、事前の催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 委託者は、受託者が正当な理由なく法令に違反する場合又は本特約条項の全部若しくは一部を履行しない場合、本契約を解除するか否かに関わらず、受託者に対し損害賠償請求できるものとする。

（委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却）

第9条 受託者は、本契約の履行が終了した場合又は委託者が請求する場合、受託者は本件個人情報等を委託者に返却、消去又は廃棄しなければならない。また、委託者が求める場合は、それら

を実施したことを証明する書面及び資料を提出するものとする。

（法令及び特約の優先）

第10条 本特約条項と異なる取扱いが法令により認められている場合又は本特約条項と異なる取扱いをする旨別途明示的に合意した場合は、法令又は当該合意が本特約条項に優先して適用されるものとする。